

第5章 実現化方策

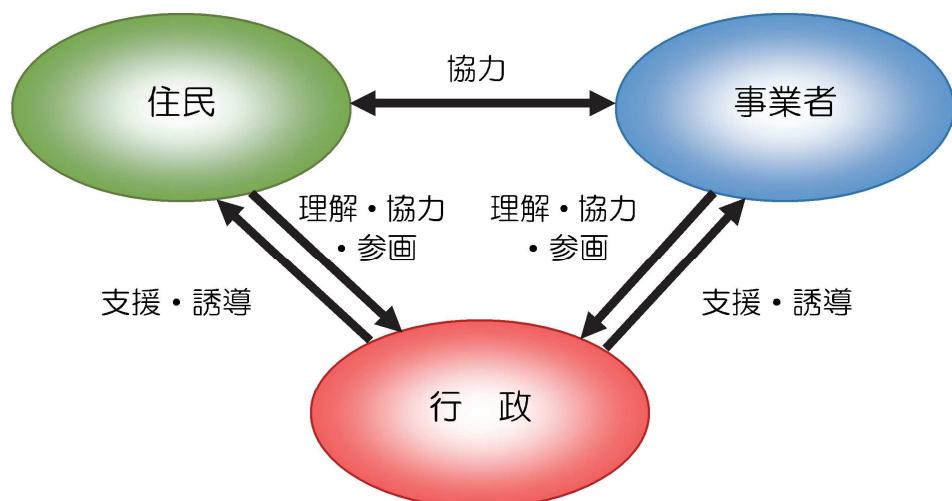
1. 都市づくりの推進体制

少子高齢化、大規模災害の発生、環境問題の深刻化など、社会・経済情勢が急速に変化する中で、ライフスタイルや住民ニーズの多様化などを背景に、社会的課題に対する住民や事業者に期待される役割も増加しています。都市計画に基づく都市づくりも、地域の住民や土地所有者、事業者等が主体となって進めていくことが必要です。

そのためには、都市づくりの基本理念や将来都市像、基本目標などを共有・理解し、住民、事業者、行政の各主体がそれぞれの役割を担い、密接に連携しながら進めていくことが重要であり、そのための体制を整理します。

表 各主体の役割

住民の役割	<p><個人として></p> <ul style="list-style-type: none">・土地利用の方針に沿った開発・建築への配慮・まちに対する誇りと愛着につながる諸活動（ボランティア活動等）への参加 <p><地域や組織として></p> <ul style="list-style-type: none">・地域の美化活動や都市づくりにつながる活動の実施・他の地域や組織、都市づくり関係団体との連携
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">・土地利用の方針に沿った開発・建築への配慮・企業活動を通じた都市づくりの取組・専門性を活かした都市づくりへの関与・イベントなどを通じた地域との関わりの充実
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">・マスタープランに沿った都市計画の推進や都市づくりに関する各種事業の実施・都市づくり情報の提供、発信・都市づくり活動の支援・行政内の横断的な支援体制の強化



(1) 都市づくり情報の提供、発信

住民の情報の受発信方法が多様化しているため、町の広報誌やホームページに加え、SNS 等も活用しながら、あらゆる世代に情報発信を行います。

行政から発信した情報が一方通行にならないよう、都市づくりやそれに関連した施設整備に関する計画を策定する際は、パブリックコメント等への住民の積極的な参加を促進するとともに、住民の声を広く聞くことができる体制の構築に努め、改善点や提案などを柔軟に活用する取り組みます。

また、専門家等による講演・講習会の開催や事例の紹介、地域を知る学習・交流イベントなど、住民の都市づくりへの関心を高める有効な情報を提供します。

(2) 都市づくり活動の支援

本町においては、各地域の自治会やクリーンパートナー制度、クリーン・リサイクル運動、里山保全活動等により、住民が主体となって地域の緑化や美化活動に取り組まれておらず、今後も制度の周知及び広報活動に努め、住民と協働した都市づくりを推進します。

また、本町では「精華町まちづくりに関する条例」に基づき、住民による自主的・自発的なルールである「まちづくり協定」の認定や、その策定・運用主体である「まちづくり協議会」への補助などを通じ、住民主体による都市づくり活動への支援を行っており、今後もそれらの活動に関心のある住民や自治会等が安心して活動に取り組めるよう、制度の周知に努めます。

更に、本マスタープランや立地適正化計画の実現化に資する土地区画整理事業を施行する土地区画整理組合に対しては、事業に要する費用の一部を助成することにより、公共施設の整備促進を図り、もって健全な市街地の形成を促進されるよう、支援に取り組みます。

2. 横断的な連携による都市づくりの推進

都市計画に関する施策は、産業、観光、教育、文化、福祉、環境、防災などの様々な分野との密接な関わりがあります。

そのため、幅広い分野との横断的な連携の下で都市計画に関する施策を適切に実施できるよう、近隣市町を含めた広域的な視点で情報を集約するなど、地域間での連携の強化にも努めます。

(1) 庁内連携体制の強化

本町の都市計画に関する最上位計画である都市計画マスタープランは、府内各課で検討されている施策・事業を踏まえた方針である必要があります。

例えば、道路整備については、交通安全や産業振興、防災基盤の充実などに効果が

ある一方で、周辺の自然環境や住環境にも配慮する必要があるものです。

そのため、都市計画に関する施策の適切な実施に向けて、幅広い部門との連携が行えるよう、府内連携体制の強化に努めます。

(2) 広域連携体制の強化

広域幹線道路や木津川、山田川、煤谷川など、管理主体が本町以外の施設については、国・府等、その管理者に対して整備や維持管理などについて調整します。

学研都市など広域的な都市計画の調整や都市づくりの情報交換、災害時の相互支援などを相互に行えるよう、周辺市町や他府県との連携を図ります。

(3) 的確な施策の実施

厳しい財政状況に配慮し、効率的な予算配分を行うことが求められています。目指すべき都市の将来像の実現に向け、住民の意向を把握しながら、費用対効果、緊急性などにも配慮しつつ、事業の優先順位を慎重に検討し、的確な施策の実施に努めます。

3. 進行管理と定期的な見直し

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を見据えた 10 年後の目指すべき都市像を描いた都市計画の指針であり、目標年次を令和 17 年としています。

なお、立地適正化計画は、都市計画マスタープランと同じ目標年次であるものの、達成状況を評価し、状況に合わせて誘導区域、誘導施設、誘導施策を適切に見直すなど、時間軸を持ったアクションプランとして概ね 5 年ごとの定期的なモニタリングを実施します。

より良い都市づくりの実現のためには、都市を取り巻く社会情勢や住民ニーズなどの変化に柔軟に対応するためにも施策を評価し、それらを今後の施策に反映させることが重要です。

実現にあたっては、計画を (Plan)、実行に移し (Do)、計画全般の進捗を確認し (Check)、計画を見直し (Act)、次の計画 (Plan) へつなげていく、PDCA サイクルの進行管理による施策の遂行を進めます。

特に都市計画は、短期的に効果が現れる施策がある一方で、長期的に効果を判断しなければならない施策もあり、社会情勢などによりその効果が変化する可能性があるため、進捗状況を明らかにした上で適切な見直しを実施します。

